

建設機械に係る指定・認定制度における旧姓併記について

これまで、旧姓の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、政府全体として取組が進められてきました。

これらを踏まえ、別紙に掲げる規程等に基づく指定・認定制度（以下、「建設機械指定・認定制度」といいます。）に基づく申請、届出、通知等（以下、「申請等」といいます。）における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいいます。以下同じ。）の記載等の運用については、以下のとおりとします。

1 建設機械指定・認定制度に基づく申請等に係る氏名欄の旧姓使用について

建設機械指定・認定制度に基づく申請等については、旧姓を使用することができます。

2 申請書等への併記記載について

旧姓を併記記載する場合は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きするなどの方法により記載するものとします。

（例）建設太郎が国交太郎に改姓した場合：国交〔建設〕太郎

3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続について、建設機械指定・認定制度において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧姓を記載した公的書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出することとします。

以上

(別紙)

- ・低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）
- ・排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）
- ・第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）
- ・低炭素型建設機械の認定に関する規程（平成22年4月1日付国総施環第321号）
- ・燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（平成25年3月22日付国総環リ第151号）
- ・ICT建設機械等の認定に関する規程（令和4年6月30日付国総公第68号）
- ・GX建設機械の認定に関する規程（令和5年10月16日付国官参イ第87号）

以上